



the most beautiful
villages
in japan
日本で最も美しい村連合

日本で最も美しい村 東白川村
次世代に繋ぐ地域の絆、再生する村づくり



東白川村議会活動情報紙

くらしと議会



表紙写真：東京陳情の様子

※撮影のためマスクを外しております

No.173

2021.2.15

年4回発行
定例議会毎

第4回定例会

02 12月定例会／補正・条例・その他 11月臨時会
03 一般質問

03 新型コロナウイルスに関連しての
今後の村の対応について

～ 安江健二 議員

04 広域災害時の避難所対応について
管理者不在の空地空家、太陽光発電システム
の対応について

～ 安保泰男 議員

05 集会施設への補助について

～ 桂川一喜 議員

06 村の災害時の提携先一覧

人口 2,173 人

(令和3年1月31日現在)

発行：東白川村議会 編集：議会報編集委員会

〒509-1302 岐阜県加茂郡東白川村神土 548 番地 ☎ 0574-78-3111 <https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/>

令和二年第四回定例会を開催

令和二年十二月定例会は十二月十一日に開会しました。

一般質問は三人が登壇し、村政全般にわたって質問しました。議案等は、条例改正二件、補正予算五件、その他二件を審議し、それぞれ可決しました。また任期満了を迎える、東白川村選挙管理委員及び同補充員の選挙を議長指名推薦で行い、同日に閉会しました。

◆条例一部改正

①東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

副村長設置に伴い、月額報酬額を五十万七千円とする改正。

②東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

デイ・サービスの利用料を一回五百円とする改正。

◆補正予算

①一般会計補正予算（第七号）

補正額千九百九万六千円増額
ふるさと思いやり基金積立金五百四十二万二千円、自治会等運営支援事業十三万九千円、CATV機器管理運営費九十四万八千円、特別定額給付金事業△二十三万円、こもれびの館等経営維持補助金三百万円、庁舎等公有施設感染症対策事業二百二十三万五千円、社会福祉協議会補助金七百万円、子育て室運営支

援事業百四十万三千円、みつば保育園運営費△百二十五万五千円、簡易水道特別会計繰出金△千六十四万五千円、生活排水対策事業△六十一万円、高収益作物次期作支援交付金事業千九百九十二万円、農地・農業用施設維持管理工事百二十万円、有害鳥獣捕獲事業△十二万五千円、村有林管理事業△九十六万七千円、枯損木処理緊急整備事業△十九万三千円、イベント支援事業△六百九十万円、地域活性化対策事業△七十二万八千円、道路橋梁維持事業三百五十万円、消防訓練費△百七十万円、村操法大会費△五十一万円、郡操法大会費△八十三万円、ふるさと大好き体験合宿事業△十一万円、国際ボランティア受入事業△六十九万三千円、はなのき会館管理費△七十一万一千円、スポーツトップアスリート交流事業△二十三万円、第十五回村民運動会△百二十八万三千円、その他人件費などの補正。

②国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

補正額六万六千円増額
国保調交システム改修委託料六万六千円

③介護保険特別会計補正予算（第三号）

補正額増減なし
事業費の組み換えを行いました。

④簡易水道特別会計補正予算（第三号）

補正額千三百三十六万四千円減額
簡易水道建設工事△千四百十八万五千円、施設維持管理費八十一万七千円

⑤国保診療所特別会計補正予算（第三号）

補正額三百七十五万三千円増額
総務一般管理事業△百一十万円、医業一般管理事業七十二万五千円、医療事業三百七十三万九千円、基金積立金三十万円

◆その他

①定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定の締結について

みのかも定住自立圏第三次共生ビジョンに基づき全部変更された協定の締結を議決しました。

②東白川村副村長の任命につき同意を求めることについて

新しく設置した副村長に桂川憲生氏を任命したい旨の提案があり、議会が同意しました。

③東白川村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙結果。

東白川村選挙管理委員会委員に栗本重秋氏（柏本）、桂川美里氏（陰地）、村雲知巳氏（西洞）、田口佳澄氏（西洞）の四人及び同補助員四人が議長から指名推薦され当選しました。

令和二年第五回臨時会を開催

令和二年第五回臨時会は、十一月二十六日に開会し、条例改正五件を審議し、それぞれ可決し同日に閉会しました。

◆条例一部改正

①東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

②東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

③東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

④東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

⑤東白川村常勤の特別職職員の令和二年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例

いずれも人事院勧告に基づき、期末手当の支給率を0・0五カ月引き下げる改正を行いました。

一般質問 (安江健二議員)

第四回定例会で、三人の議員から村政全般についての質問が行われました。



・新型コロナウイルスに関連しての 今後の村の対応について

Q・年末帰省における村としての予防、取り組みについて。

年末に帰省された方や家族との過ごし方などについて、感染を防ぐための村としての予防方法や取組について伺います。

A・村として、帰省を制限することは出来ない。体調不良時の医療機関の受診および日頃の感染予防をお願いしたい。

(総務課長)

帰省される方を村が来ないでくださいと言うことはありませんし、それは出来ません。しかし、帰省する方が発熱などの自覚症状があるときには病院で検査されることをお勧めしますし、帰省は自粛されたほうが良いと思われまます。いずれも個人の判断ですので、村が移動を制限することはありません。感染予防につきましては、年末年始にきましましては、年末年始に関わらず平常時から気を付けていただくしかありません。一般的に報道されていることをいま一度確認して生活していただ

きたいと思っています。
Q・新年を迎えての行事について。

新年を迎えると、互礼会、神祭り、左義長、同窓会など例年なら飲食を伴う会が催されます。各地域や集落、団体が執り行う行事について村からの提案や指導について伺います。

A・開催については村は、介入はしないが、感染予防に注意していただきた

(総務課長)

村が行事などについて介入することはありません。感染予防に注意して行っていたらと考えると考えております。

Q・年末年始に感染した場合を想定しての村の対策と休日・夜間の連絡先・窓口について。

新型コロナウイルス

に感染していただきますと、一月十日頃が潜伏期間としての一つの目安になるのではないかと思います。この時期を重視しての村としての準備、対策について伺います。また、休日や夜間に症状が現れた場合の連絡先、窓

口についても伺います。

A・いつでもどこでも誰でも感染するリスクはある。休日中は可茂保健所へ電話をし、指示に従っていただきた

(総務課長)

年末年始が特別というわけではなく、いつでも誰でもどこでも感染するリスクが存在していると思っております。新型コロナウイルスに感染することは不幸なことではなくて、誰でも感染するリスクがあるという認識をしています。

感染の疑いがある場合、平日の朝8時半から夕方6時までについては、村の診療所の発熱外来に電話をかけてからお出かけいただき、年末年始の休日中については、可茂保健所に電話をかけていただき指示に従っていただきたいと思えます。

濃厚接触者として認定された方が検査の結果が出るまで家族と離れて生活したいなど、診察以外でのご相談につきましては、役場に連絡いただき、年末年始も平常時と同様の対応を行ってまいります。

Q・村の老人保健施設における感染予防対策について。

A・厚労省や各学会が推奨する対策を実施しています。

(診療所局長)

職員は出勤前と到着時の検温を行うとともに、施設内ではマスク、ゴーグルの着用を必須としており、利用者様にも施設内でのマスクの着用をお願いしております。

ご家族の皆様との面会は、十月から事前に検温、手指消毒を済ませ、マスク着用で入室可能としておりましたが、全国的に感染者が増えている状況ですので、今後は再度面会を制限しなければならぬものと考えております。以上、老健施設では厚労省や各学会の推奨する対策は全て実施している状況です。

Q・村の診療所の経営状況について。

A・六月以降は前年より患者数、収入ともに増加している。(診療所局長)

六月以降は患者数が前年と比べて増えており、これに伴い収入も増加しています。この要因の一つとして、黒川地区から

の新規患者が開所から一年間で二百二十九人あったことがあげられます。

Q・妊婦のPCR検査受診について。

症状がない妊婦でも希望すればPCR検査を実施する動きが広がっています。この件について村の考えを伺います。

A・検査については村独自の補助はないが、国による全額補助制度がある。

(総務課長)

村独自の補助事業として妊娠中も含めて誰でも無料でPCR検査を行うということはお考えしております。

ご質問の症状のない妊婦のPCR検査は、国が行う全額補助の無症状妊婦の希望による新型コロナウイルス感染症のPCR検査という制度は、おおむね三十六週以降出産までの時期に無症状の妊婦の方から希望によりPCR検査を実施し、その費用を助成する制度です。この事業の周知につきましては、分娩取扱医療機関が直接行うことになっておりますので、村では直接広報はしていません。

一般質問（安保泰男議員）



・広域災害時の避難所対応について ・管理者不在の空地空家、太陽光発電システムの対応について

Q・広域災害時の避難者の受入れについて。

災害は地域限定で発生することは少なく、他市町を含む道路災害があると思われます。このような場合、村内施設の避難所に行けず、隣接市町の避難所に行く、または隣接市町からの避難者の受入れ、これはどのようになるのかを伺います。

A・相互に避難所を利用出来る協定が結ばれています。（総務課長）

加茂郡につきましては、みのかも定住自立圏災害時における相互応援に関する協定が結ばれておりまして、その中に避難所施設の相互利用が位置づけられております。また、可茂地域における災害時相互応援に関する協定により、可児市まで加えた協定も結んでおります。また、中津川市につきましては、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づき避難者の一時収容のための施設の提供及びあつせんが位置づけられております。これらによりましてお互いに

助け合う関係が整えられている状況です。

Q・他市町村の避難所を利用した場合の負担金について。

実際に避難所を使用した場合に当村としての負担金、あるいは負担金を徴収する場合はあるのか伺います。

A・依頼した自治体経費を負担することとなっている。（総務課長）

結ばれている協定では、応援に要する経費の負担につきましては、法令その他別に定めることがない場合を除きまして、応援を依頼した自治体の負担とするとなっております。

Q・協定の期間について。

災害時の具体的な協定期間を区切ってやるのか、毎年更新していくのかを伺います。

A・協定は一度締結し、継続している。（総務課長）

協定につきましては、期限は特に定められておりませんので、お互いに何らかの特別なことがなければ毎年更新という形で継続している状況です。

Q・災害時の提携について。

村は森林組合や中部電力パワーグリッド（株）との災害時の提携が取り交わされていますが、他の事業者との取組があるのか、今後そのような計画があるのか伺います。

A・村では、災害時に二十二の提携を交わしている。（総務課長）

災害時の業務提携などについては、先ほどの三つの協定と、議員から御指摘がありました災害協定のほかに十八の協定や覚書を交わしております。（※六ページに詳細を掲載しています。）

今現在、提携を進めているような事業はありません。

Q・空地・空家、太陽光発電システムの管理者不明・不在の物件、村外者の所有の物件数について。

A・空地は把握出来ていないが、空家、太陽光発電設備については把握している。（総務課長）

空地については空地としての登録はないので、把握出来ておりません。地目に関係なく村外の土地所有者については、個人

が五百五名、法人では三十社です。

空家ですが、帰ってきで掃除している方については空家から除外しており、管理者不明が四棟、調査可能な物件です。管理者不在は四棟、相続放棄等の物件です。村外者所有は六十三棟把握しております。

太陽光発電設備ですが、村外者は、個人が六名、法人が十五社となっております。設備および土地の所有者も把握出来ております。

Q・村外者所有の太陽光発電設備での土砂流出等への注意勧告・規制について

A・条例・規定で助言、勧告は可能だが、まずは、設置事業者にて解決をお願いしたい。（総務課長）

自然環境保全条例にて

建築物その他工作物を新築、改築、増築については届け出ることを規定しており、この中に太陽光発電を含めています。この届出が出た時点で、指導・助言が出来ます。また、設置後には、自然環境保全のため必要な助言

や勧告が出来るかとされています。

また、太陽光発電施設設置規則を定めており、地形変更を伴う設置、設置区域の土地面積の合計が一平方メートル以上については、生活環境に影響を及ぼすおそれのある自治会等に計画の内容、施工方法等を周知、事故等が発生したとき、地元自治会等と紛争が生じたときには事業者の自己責任において解決するとともに、再発防止措置を講ずるものと規定されています。

これらのことから、御質問のあった土砂流出等については、その程度にも異なりますが、まずは設置事業者が自己の責任において解決する事案と判断されます。

ただし、自然環境保全に影響がある、例えば大規模な土砂流出や、除草剤を使って大規模な農作物被害や健康被害があつた場合などについては、村からの助言や勧告も可能だと思っております。

一般質問（桂川一喜議員）



・集会施設への補助について

Q・集会施設への維持管理費の補助について。

コロナ禍の今、各自治会等にある集会施設の利用が激減しています。その結果、収入になる利用料も減っています。しかし、利用の有無に関わらず固定費は一定額必要であり、それぞれの自治会が負担する施設管理費はさほど減少していません。すなわち利用されていないにもかかわらず、施設の維持管理費だけが住民に負担としてのしかかっているわけです。住民の負担を軽減するために、村で集会施設へ維持管理費の補助について伺います。

A・十一月、委託料を収入減の補填として支払った。維持管理、役職の負担についても対話を重ねていく必要がある。

（総務課長）

村では、十一月に配付しましたつちのこ商品券の配付を、簡易書留をやめて自治会配付に切り替えまして、総額四十万二千円の委託料を支払いました。このお金は自治会の会計でコロナ由来の収入減に

充てていただくことを目的としたものです。こうした状況は今後も続くと思われまので、場合によっては直接的な補助も必要になるのではないかとおは思っていますが、現在は状況を静観しております。

人口問題研究所が出しております将来予測によれば、東白川村は二〇四五年に総人口千八百九人まで減少するとされており、現在の十九の集落の集会施設を維持していくことは現実的ではないと思っております。その意味で、運営の主体を自治体に移し、合理化を進める必要があるとも考えております。

現在の地域の集会施設につきましては、大きく3つの成り立ちがあります。1つ目は自治会独自で建設したケース、2つ目は地域と村で建設したケース、3つ目は村が建設したケースです。このため、地域によっては集会施設の維持管理についても温度差がありますし、考え方も異なっているようです。これから数年をかけまして、集会施設について、ま

た地域に役職が多いということが負担になっていることの問題も含めまして対話を重ねていく必要があると思っております。

今後、公助の在り方は大きく変化すると言われていると思います。特に、災害に対する公助の期待が膨らむ中であって、公助としての機能の高い自治会をどのように形成していくかを皆様のご意見を伺いながら今後も理解を深めてまいりたいと思っております。

Q・集会施設の固定費を村で持ち、利用料を支払う方式にはどうか。

集会施設と個人、もしくはは世帯における利用度の差を解消していただくために、固定費を全て村で持ち、利用する都度ある程度のお金を払う方式に変えていただきますと利用頻度の大小に関わらず公平感が出てくるのではないかと考えます。この提案についての村のお考えを伺います。

A・ご意見として承らせていただく。コロナの時代そして今後も人口減少

していく村が継続していくためにしっかりとした施策を打っていく必要がある。

（村長）

提案をいただいた公平感のお話について確かにそれぞれの施設によって目的を持って建設された状況で、これからの人口形態や人口構成、産業構造に合った、もつといえますとウイズコロナ、コロナの時代でどういうことがあるべき姿なのか、このことについて真剣に議論をしなければいけないという認識は共通の思いを持っていてと思います。

議員が提案された基本的な部分だけ村が持てば、後は利用頻度によってそれぞれが負担するので公平ではないか。確かに、ご意見として承っておきたいと思えますし、このことにすぐに着手をするのではなくて、私もこれはこれからのむらづくりの基本的なことをもう一度、三千人から二千人に移る時代での考え方と、二千人を切って、先例えば千八百人、千五百人、このときの集落の在り方、付随して地域の施設の在り

方、あるいはいろんな自治機能を果たしていただける団体の役回りの在り方、こういったことも含めて、ちようど十月の国勢調査での二千七十七人という数字が出た。これを契機に、ターニングポイントとしてしっかりと考えていく時期だと考えております。このことは令和三年度の予算編成についても、そのことを反映した予算にしていきたいという考えで指示をしているところです。

今、国ではワクチンを接種出来る準備に入っているという報道がされておりますが、まだまだ予測を許さない状況ですので、コロナ禍であるからこそという質問の中にあつたというわけで、今我々は今までの生活を見直して、これからしっかりと東白川村として持続、継続していくために、あるいは都市と農村との共存共栄のためにも、しっかりとした施策を打っていく必要があると考えて、いろんなことを考えながら、自治会と一緒にむらづくりに励んでいきたいと考えています。

村の災害時の提携先等一覧

令和3年1月現在

相手方	名称	概要	締結期日
東白川郵便局	災害支援協力に関する覚書	避難場所・物資集積所の提供、・避難先および避難状況等の相互提供	H9.6.24
美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町	可茂地区市町村消防団消防相互応援協定書	境界付近、応援要請を受けた市町村における災害対応応援	H11.4.30
岐阜県石油商業組合加茂支部	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	石油類燃料の優先供給および運搬	H14.11.29
社団法人岐阜県エルピーガス協会可茂支部	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	LPガスの優先供給および運搬	H14.11.29
東白川村商工会土木建設業部会	東白川村災害時応援協力に関する協定書	建設機械、資材、労力等を確保し、応急措置を行う	H15.9.30
可茂地区電気工事協議会	災害時応援協力に関する協定書	作業車両、資材、労力等を確保し、応急措置を行う	H18.10.23
公益社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害応援協力に関する協定	公共施設等の被災状況調査、被災の応急対応及び災害復旧のための筆界の情報提供、調査及び筆界の復元	H21.9.24
国土交通省 中部地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	現地情報連絡員の派遣、情報交換	H23.3.24
めぐみの農業協同組合	災害時における相互応援に関する協定書	物資・資機材の調達、施設の提供、職員の派遣	H23.6.27
美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町	みのかも定住自立圏 災害時における相互応援に関する協定書	災害時の市町村間支援 物資の提供、人員の派遣	H26.1.28
一般社団法人加茂歯科医師会	災害時の歯科医療救護に関する協定書	歯科医療救護	H26.3.18
東白川村内郵便局	災害発生時における東白川村と東白川村内郵便局の協力に関する協定	車両・施設提供等の相互協力、郵便物の無償配布、郵便物の料金免除	H29.2.22
県事務所及び管内全市町村	可茂地域における災害時相互応援に関する協定書	災害時の市町村間支援 物資の提供、人員の派遣	H29.3.27
県内市町村又は消防事務組合	岐阜県広域消防相互応援協定書	災害時のブロック間支援	H29.4.1
有限会社マツオカ	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	応急生活物資の供給	H29.7.12
長野県信濃町	災害時における相互応援に関する協定書	物資・資機材の提供、職員の派遣	H29.10.10
中部電力株式会社	非常災害発生時における土地建物等の使用に関する協定書	電力復旧基地用地の無償貸与（五加運動場、中川原水辺公園）	H29.12.18
岐阜県及び県内全市町村	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	災害時の地域間支援 物資の提供、人員の派遣	H30.3.26
岐阜県瓦葺組合可児・加茂支部	災害時における応急対策活動に関する協定書	被災住宅の瓦屋根損傷部の応急活動	H30.11.1
株式会社ダイワテック	災害時における資機材のレンタルに関する協定	資機材の優先的な提供（ソーラーシステムハウス、ソーラーパオトイレ、自立型ソーラー街路灯）	H30.11.21
西日本電話株式会社岐阜支店	特設公衆電話の設置等に関する覚書	避難所特設電話回線（村内7か所）の設置	R2.6.8
東白川村森林組合 中部電力パワーグリッド	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物の除去等に関する協定	停電復旧に係るに応急措置の実施に支障となる障害物等の除去等	R2.7.29